

令和3年第5回美幌町議会定例会会議録

令和3年6月22日 開会

令和3年6月24日 閉会

令和3年6月24日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 8 番 岡 本 美代子 君
- 日程第 3 同意第 3 号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 4 号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 動産の取得について〔除雪ドーザ〕
- 日程第 6 議案第 4 3 号 動産の取得について〔ロータリー除雪車〕
- 日程第 7 議案第 4 4 号 動産の取得について〔旭小学校校務用端末一式〕
- 日程第 8 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について〔美幌町役場庁舎駐車場整備工事〕
- 日程第 9 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について〔美幌下水終末処理場受変電設備更新工事〕
- 日程第 10 議案第 4 7 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 4 8 号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 4 9 号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議案第 5 0 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 5 1 号 令和 3 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 5 2 号 令和 3 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 意見書案第 2 号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について
- 日程第 17 意見書案第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 18 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 日程第 19 意見書案第 5 号 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第 20 意見書案第 6 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について
- 日程第 21 意見書案第 7 号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書について
- 日程第 22 報告第 7 号 令和 2 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 23 報告第 8 号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第 24 報告第 9 号 例月出納検査報告について（2 月～4 月分）
- 日程第 25 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |

7 番	坂 田 美栄子 君	副議長	8 番	岡 本 美代子 君
9 番	稲 垣 淳 一 君		10 番	古 舘 繁 夫 君
11 番	上 杉 晃 央 君		12 番	松 浦 和 浩 君
13 番	馬 場 博 美 君	議 長	14 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
町民生活部長	後 藤 秀 人 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	石 澤 憲 君	建 設 部 長	那 須 清 二 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	志 賀 寿 君
会 計 管 理 者	西 俊 男 君	総 務 課 長	関 弘 法 君
危機対策課長	弓 山 俊 君	政 策 課 長	斉 藤 浩 司 君
財 務 課 長	吉 田 善 一 君	町 民 活 動 課 長	佐々木 斉 君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	立 花 良 行 君	税 務 課 長	菅 敏 郎 君
社会福祉課長	片 平 英 樹 君	保 健 福 祉 課 長	中 尾 亘 君
農 林 政 策 課 長 農業委員会事務局長	田 中 三智雄 君	みらい農業課長	午 来 博 君
商工観光課長	影 山 俊 幸 君	建 設 課 長	御 田 順 司 君
環境管理課長	鶴 田 雅 規 君	上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君
病院総務課長	以 頭 隆 志 君	地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君
事務連絡室次長	横 山 聖 二 君	教 育 部 長	遠 藤 明 君
学校教育課長	多 田 敏 明 君	学 校 給 食 課 長	佐々木 鑑 仁 君
社会教育課長	松 尾 まゆみ 君	ス ポー ツ 振 興 課 長	浅 野 謙 司 君
博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君	監 査 委 員 事 務 局 長	遠 國 求 君
監査委員事務局次長	小 室 秀 隆 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	遠 國 求 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議 事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	村 田 剛 君
庶 務 係	新 田 麻 美 君		

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和３年第５回美幌町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１３番馬場博美さん、１番戸澤義典さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、

さきに通告しましたとおり、３点、４項目について質問いたします。

まず、１点目の給食費無償化事業についてです。

第１子、第２子の年齢制限について質問していきます。

令和２年度より美幌町では、子育て支援の一環として多子世帯の負担軽減を図るため、第３子以降の学校給食費を無償化しましたが、４月１日現在で小学校１年生から１８歳未満までの子供を３人以上養育している保護者が対象となっております。

しかしながら、現在の高校卒業後の進路状況を見ても、専門学校や大学に進学する生徒が全国的にも６割を超えと言われています。

高校卒業後は大学などの入学金、授業料、運転免許証の取得費、衣食住の負担など金銭的にも大きな負担となり、親の経済状態は最も苦しい時期であります。

高校卒業後すぐに就職する生徒は少ない状況であり、養育する期間が長くなっていることから、対象となる年齢制限を撤廃し、第３子以降は全て無償化の対象にすべきと思いますが、考えをお聞かせください。

２点目は、美幌高校再編後の対策についてです。

１点目、魅力化に係る取組について。

６月１日、北海道教育委員会から公表された美幌高校農業科再編については、令和５年度に現在の農業科２学級を未来農業科１学級に転換する案が示されました。

町長は行政報告の中で、道教委の計画案については断腸の思いではありますが、やむを得ないものとして受け止めなければならないと考えている。この計画案を発展的な再編として前向きに捉えていきたいとの考えを示していますが、今後の道教委とは、魅力化に係る様々な取組が着実に進められることを要望していくとの考えです

が、具体的にどのように取り組まれるのかお聞かせください。

2点目、入学者増の取組について。

令和4年度における地元中学校からの美幌高校への入学者増について、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

3点目の生涯学習についてです。

高齢者へのIT教育について。

新型コロナワクチンの予約をする場合など、パソコンやスマートフォンを持たない方の中には不便が生じているのが実態であります。

今後の社会情勢や動向を考えれば、高齢者を対象としたパソコン・スマートフォン教室など、高齢者も参加できる取組も必要ではないかと考えます。

現在は新型コロナで難しい状況であることは認識しておりますが、収束後に生涯学習として取り組む考えはないかお聞かせください。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 岡本議員の御質問にお答えいたします。

給食費無償化事業について。

学校給食法及び同法施行令では、施設整備費と人件費、修繕費は自治体の負担とされ、それ以外の経費は保護者負担とされています。

本町では、さらに光熱水費や備品、消耗品等に係る費用につきましても負担しており、保護者の皆様には食材費のみを給食費として御負担いただいているところであり、給食費の無償化につきましては、本来、国が責任を持って実施すべき事項であると考えております。

しかしながら、本町におきましては、多子世帯の負担軽減を図る子育て支援の観点から、第3子以降の小中学校給食費の無償化補助事業を令和2年度より実施しているところであります。

初年度の実績は、小学生123名、中学

生11名、計123世帯、延べ134名の児童生徒の保護者に対して、総額613万1,000円の補助金を交付いたしました。

御質問の対象となる年齢制限を撤廃し、第3子以降は全て無償化の対象にすべきにつきましては、多子世帯は経済的負担が大きいことから、無償化は有効な負担軽減策であると考えておりますが、本制度は、国及び道からの補助制度はなく、町独自の政策となり、多額の財政負担が伴うことから、当面は現行制度で進めていく考えでありますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、美幌高校再編後の対策についての御質問の1点目、美幌高校の魅力化に係る具体的な取組についてであります。町は平成25年度から毎年、美幌高校とともに管内の中学校訪問を行ってきたほか、間口対策補助金や教育支援事業補助金など、美幌高等学校教育振興対策協議会と連携し支援してまいりましたが、6月1日示されました令和4年度から令和6年度までの公立高等学校配置計画案では、残念ながら美幌高校農業科の1学級削減が示されました。

今回の計画案では1学級削減でしたが、今後の中学校卒業者数の推移を見ても厳しい状況が続くものと予想されますので、これ以上の削減とならないよう学校の魅力化づくりに町も積極的に参画しながら、学校とともに進めてまいります。

具体的な取組としましては、さきの稲垣議員への御答弁のとおり、教員数の激変緩和措置を講じていただくことやマイスター・ハイスクール事業を美幌高校も対象としていただくことなど、高校が主体的に行う魅力化に合わせた取組や支援を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の地元中学校からの入学者増の取組についてであります。美幌高校としましては、町内の中学校2校の全生徒が参加しているオープンキャンパスを継続

実施することや、中学校の総合的な学習の時間を活用し、現役の美幌高校生や卒業生の生の声を届けること、また、毎月発行の美幌高校だより報徳の風を町内中学校の全生徒へ配布することや、J Aびほろの広報紙グリーンタイムへ美幌高校に関するコーナーを掲載いただくことなど、地元の中学生と保護者に対し、美幌高校を知ってもらう取組を積極的に実施しております。

町としましては、生徒募集活動や間口対策・教育支援事業補助金などにより支援しておりますが、これまでの支援を継続しながら、さらなる支援についても検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、生涯学習について。

高齢者へのIT教育について、高齢者を対象としたパソコン・スマートフォン教室などを実施してはとの御質問ですが、教育委員会として、これまでに、広く一般町民を対象としたものではありませんが、美幌高校開放講座のカリキュラムの一つとしてパソコン講座を実施してきた経過がございます。スマートフォンに係る講座としましては、高齢者大学明和大学の学習の一つにスマートフォンに関して学ぶカリキュラムを盛り込んできております。

また、教育委員会として、昨年5月から公式ユーチューブチャンネルによる情報発信を始めたことをきっかけに、より幅広い世代に気軽に動画を御覧いただきたいと、本年5月より、まち育出前講座のメニューにシニア向け本当に簡単なスマートフォン講座を追加し、スマートフォンの基本的操作やインターネットの使い方などについて、要望に応じて対応させていただいております。

御質問のパソコン・スマートフォンの教室をとのことですが、ICT社会の進展により、タブレット端末やスマートフォンを使用する場面が増えてきており、その必要性を感じているところであります。

このため、ICT教室につきましては、町立学校や公共施設の機材などを活用しながら、コロナ収束後の実施に向けて検討してまいります。まずは、現行のまち育出前講座のメニューにおいて、機器の操作を学ぶ機会を提供しておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

また、今後必要に応じて、個人向けの講座実施も検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答えいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、給食費の第1子、第2子の年齢制限を撤廃して補助をとるところから入っていきます。

答弁では、多額の財政負担が伴うので当面は現行制度で進めていくとのことですが、令和2年度で小中学生123世帯、延べ134名の児童生徒の保護者に対して613万1,000円の補助金を交付したということですが、これは第1子、第2子の年齢制限をしなければ何人くらい増えて、補助金額はどのくらいの金額になるか、わかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

単純に住基上の世帯で抽出しております。このため、就職して収入がある方、あるいは大学生で住民票を移している方もいらっしゃると思いますが、税の町外扶養者までは把握できておりませんので、あくまでも目安となりますけれども、対象者につきましては40名程度、金額にしまして220万円程度ということでございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 上の子との年齢が開いて第4子を生んだ人が私の周りに2人ぐらいいるのですけれど、うちもいよいよ

よ対象かと喜んだけれども、書類を見れば
うちは対象にならないと、そういうことを
わからないでみんなに送っているのか、そ
の辺はどうなのでしょう。

学校で配っているのか、対象ではないこ
とが先にわかる方法はないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 学校給食課長。

○学校給食課長（佐々木鑑仁君） ただい
まの御質問にお答えいたします。

去年から始めた制度でございますけれ
ど、前年度対象になっている方の状況につ
いては、当然こちらで把握しておりますの
で、今年も対象になるかどうかはこちらで
わかりますけれども、新規の方につきまし
てはわからないという状況です。

一応、全保護者の方に申請書をお配りし
ている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さ
ん。

○8番（岡本美代子君） 繰り返しになり
ますけれど、18歳という年齢制限がいろ
んな書類であると思うのです。昔は18歳
になればみんな働いていて、親を手助けし
たりということもあったと思います。予算
の限度があるということは十分わかります
けれども、出生率が1.2とか1.3という
時代に、3人、4人と、ある程度年齢が開
いても生んでくれる方は非常にありがたい
と思うのです。

例えば、そんな方に給食費を補助するこ
うことは、子育て応援として、たくさん
生んでくれる方は本当にありがたいと思う
のですけれど、金額は上がることですけれ
ども、その辺の町長の考えをお聞かせくだ
さい。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） この制度は、私が
町長にさせていただいたときの公約であり
ます。

多子世帯で、多くのお子さんを生んで育
てただけということに対しては、これだけ
少子化の中においては感謝すること

だと思います。

今、年齢を撤廃するという話で、教育委
員会から答弁をさせていただきましたけれ
ども、考えていただきたいのは、最終的に
経済的なことになるのですけれども、経済
支援をするならば、ほかにやりようがある
と私は考えているのです。

この中で当初考えたのは、確かに18歳
は具体的に言うと高校卒業者のいる家庭ま
でと考えていて、そこから先については勤
める方もいるけれど、進学する方もいる。
これが90%を超えて95%の方が大学と
か専門学校に行くというのであれば、これ
もまた変えるのですけれども、全てがそう
ではないところにおいて、例えば、経済的
なことで大学や専門学校に行かない方、行
けない方もいます。そういう選択の中にお
いて、たまたま進学するからその世帯対
して給食費を無償化にして応援するという
のは、私としてはすんなり入ってこない。

そういう意味からいけば、進学をする方
がいる多子世帯においては、ほかの手法は
ないかということで、いろんなことを教育
委員会に指示を出しているところではある
のです。ですから、その辺を御理解いた
だきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さ
ん。

○8番（岡本美代子君） 町長の一定の見
解は伺いました。

町長の御答弁では、ほかの経済支援を考
えているということで、ほかにもあるの
ではないかという話なので、これだけでは
なく、多子世帯について前進していくので
あれば、それは別に給食費にこだわることは
ないかもしれませんが、やはり1人よ
り2人、2人より3人と、子供は多ければ
多いほど育てるのは本当に大変なので、第
3子を応援するというだけでいけば金額だ
けではない気がします。

それは話を聞いた方もそう言っていて、
うちもやっとなという感じでいたら、小学校

とか中学校に入ったときにそういうことなんだとがっかりしたということで、その辺の案内も役場だからいろんな情報を持っていますので、最初からの絞った案内ができないのかと思うのです。

私は、第3子の年齢制限を撤廃していただきたいというのが第1希望ですが、もしそうであれば、わざわざ対象者でない人に送る必要はないのかなと。その気にさせてしまう。

その辺のことはなし得るものでしょうか。どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

家族構成によりまして、扶養にとっているとかいろいろありますけれども、公平性を保つために全体に送っているところがございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ほかの質問もありますので、このことはこの辺で終わらせたいと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、1.2、1.3くらいの出生率の中で3人、4人育てていただくことは本当にありがたいことだと思いますので、予算を何とか捻出して、第3子以降の年齢撤廃だけでもかなえていただきたいと感じています。

次に、2点目の美幌高校の再編について。

美幌高校については2人の議員が質問いたしましたので、重なる質問はしないでいきたいと思いますが、私は過去の話をしてしたいと思います。

過去の話をしてどうなるかということもありますけれども、やはり歴史に学べとかそういうことがありますので、美幌高校の入学者が、どうしてこんなに地元から行かないのかということに対して、よく似通った町村ということで、中標津とか遠軽を行

政では出しますし、私たちもよく使います。

例えば、中標津や遠軽、遠軽はたしか170名くらいの入学者ではなかったかと捉えています。遠軽と北見、美幌と北見の距離が少し違うかもしれませんが、遠軽や中標津と比較すると地元高校に行く子が非常に少ないということで、どうしてかなということで、アンケートなどいろいろ取っていますけれども、私はこれは過去に関わってくるのではないかと思います。

美幌高校は紆余曲折あって、分かれたり一緒になったりしていますけれど、昭和53年から分かれて美幌高校は普通科として稲美に移ってきました。そのときに美幌高校は、体育に力を入れるということが明記されていました。私がPTA会長だったときに、普通科高校が間口削減になり、4から3になったのですが、そのときにいろいろな学校の書類を見せていただきました。その中で、美幌高校は普通科でしたけれど、体育に力を入れると明記されていました。

私は、そのときにそれは誰が決めたのか、そして、そのときに文武両道というか、体育だけではなくて進学にも力を入れるとか、そういうふうにしてやらなかったのかなと思っていますけれど、この状態が20年余り続いたということだと思うのです。

やはり、国公立を目指す子は美幌高校ではなくて、進学を見据えて北見に行くということで、これが20年も繰り返されたので、ここで北見に行ってしまうことが加速したというふうに思っています。

実際に、北見ではなくて美幌高校にやりたいといって、勉強の内容を調べた教育関係者もいました。その方も子供は美幌高校に行きたいと言っているけれど、先のことを考えれば北見に行かせなければということで決断したという話をしています。

私も深く関わったので、特進コースをゼ

ひつくってくれということで、そのときに中標津高校から来た先生が美幌高校の入学者の成績を見て、このぐらいの子供たちが入ってくるのであれば、中標津は2桁国公立に送りますということで、間口削減もあり、いい先生方が集まって、気力を持っていただいて、特進をやりましょうということで特進を始めました。

今年もそうですけれど、国公立に行く子、それから公務員になる子とか、そういう勉強をするようになったので、少しずつ盛り返してきたのではないかなと思っています。ただ、20年もそういう勉強をしなかった時代があるので、北見に行くことが加速してしまったのではないかなと思っています。

私が学校に関わって思ったのは、道教委に再編を申し込まれ、そういうふうにしていくのですけれど、学校をどういうふうにしていきたいかということをしつかり将来的に見据えるのがその時々の方針や責任者ではないかと思うのです。道教委が美幌高校をこうなさいと言ってくれるわけではないと思います。やはり地元の責任ある方々がこういう学校にしていくのだという気構えが1番大切ではないかと思っています。

学校に関わっていますと校長、教頭は2年か3年でいなくなってしまう。保護者も学校に言いたいことがあっても3年で変わってしまうということで、長期的にどういう学校にしていきたいかということをしつかり考えるのは地元ではないかと思っています。

削減は、生徒数が極端に減ってしまいましたので、私は町長がおっしゃる、やむを得ないということは本当にそうではないかと思っています。

ただ、学校の運営といいますか、こういう学校にしていきたいというふうにみんなで守っていくことは、私たちある程度責任がある者に課せられたものだと思っています。

すので、60人ちょっとになったら小規模校ですけれども、小さくても一人一人が充実した学校生活を送って、美幌高校に行ってよかったという方がたくさんいらっしゃると思います。

私たちの孫の世代の人が結構おりますので、そういう話をよく聞くのですけれど、美幌高校に行って、いろんな資格を取って、実際に就職して満足して仕事をしている。その辺をアピールしたらいいのではないかと、いろんな話を聞いたりします。あと、保護者のアンケートを取って、何を望んでいるとか、いろんな子が美幌高校には入ってきますので、例えば極端な話、特進を目指す子もいるでしょうし、これは美幌高校の話ではないですけど、高校へ来てから掛け算を教えなければならないという子も中にはいるのです。

小規模校になったが故にどんな子でも取りこぼさないでしっかり対応するような学校、進学を目指すなら進学で、もう1回勉強をしつかりやりたいと思ったらそういう手だてをしてあげるとか、今後は小規模校でなければできないことに丁寧に取り組んでいくほかないと思っているのですけれど、そういう考えを私は持っているのですけれど、教育長のお考え、そして、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの岡本議員からの御質問でございますが、まず、過去に学べということでございますけれども、過去は体育に力を入れていたというお話でございましたけれども、現在、教育目標や経営方針、教育課程編成の方針等の中にはそういった文言はございません。今は、本当に深い学びを進めていくという考え方の下で学校運営がされていると認識しております。

ただ、昨日の稲垣委員にお答えいたしましたけれども、これまでのアンケートの中では部活で選ぶ傾向はあると認識しており

ます。

また、進路の部分でもお話がありましたけれども、これまでの実績を見た中で、私どもとしましては北見の学校と遜色ない実績が表れているのかなと感じております。これは教職員の皆さん、当然子供たちの努力もそうですけれども、少人数学級という利点を生かしながら、きめ細かい対応をしていただいていると考えているところでございます。

道教委はこうしなさい、ああしなさいとは言わない、地元の気構えが大切だということでございますけれども、実際、道立高校ということでございます。ここは学校設置者である北海道がしっかり美幌高校をどうしていくかということがまずは主になると思っております。

町長にいたしましても、私にいたしましても、こういったことをやってくれと言っても権限の問題等もございます。しかしながら、地元の学校でございまして、地元として物は申していきたい。これまでも申しておりますし、今後も申していきたいと思っております。

言葉足らずでありますますが、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、教育長からお話しいたしましたけれども、私からは、今回のやむを得ないという意味は、諦めているわけではないということだけは御理解いただきたいと思います。本当に悔しい思いであります。

今、教育長から権限の問題で、私も教育長をさせていただいた中で、町立においてはどのような学校にしていきたいのかというのは、要は、どのような校長を美幌に連れてきて、どのような先生を美幌に連れてきて、教育委員会として目指すものに対して向き合って、先生方にも直接向き合って何でということが言える。

道立の場合は、先ほど教育長が権限の問

題と言った中で、教育長が学校に踏み込んで先生これはおかしいのではないとか、先生こういうところはとか、それから、先ほど議員からいい先生とありました。これはポイントなのです。良い先生、悪い先生という比較ではなくて、そのときにいた先生の考え方、それをまとめている校長の考え方によって、ベースがきちんとしていたとしても若干動いてくる。そこが町立で直接やっているものと、道立で違う。

私は、教育長時代も、町長になってからも、道教委に行ってはトップの方々とお話ししたときに、道として美幌の置かれている状況を見たときに、それなりの人をきちんと配置した中で、どうするかということ具体的にやってほしいというか、ですから、その辺をやはりきちんとできなければというのは本音であります。

ですから、今の先生方が努力していないということではなくて、私が教育長時代に言ったのは、岡本議員にも指摘されましたけれども、美幌高校をやめる方がいたから、絶対に入った方はやめさせないでくれというお話はしました。

ですから、今本当に美幌高校をやめる生徒はいないと思いますし、いろいろなところに進学してくれています。本来推薦ではないところで、国立に入るのであれば、先生方がマン・ツー・マンで何とかそこに入れようということで努力してくれて、実際に入れています。

でも、そういうPRをしているのですけれども、なかなかそれだけでは地元の子たちが行ってくれないのも事実で、これからも教育長も含めて一生懸命努力はするのですけれども、実情として知っているとは思いますが、あえてお話をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 道立高校だから関与することが非常に難しいものがあると

いうことですが、平野町長は教育長時代からそういうことに一生懸命になっていただいたということは、生意気ですけど私も認めるものです。

道立高校に対しての質問を、私ももう10年以上やっていると思うのですが、質問を出すときに、道立高校なのに何でこんな質問を出すのと、町の職員に道立高校に対する職務はないと言われたことがあるのです。こう言っている間に駄目になるのだと思って、町長や教育長が答えてくれると思うから出してくださいと、何回もそういうやり取りをしているのです。

私も一時かなり高校の中に入っているいろんな事をしました。それで感じるのは、やはり道立高校だけれど孤立感があると先生方も思っているのです。

今はないと思いますけれども、昔は距離が非常にあって、校長はいろんな充て職があるから町のことに出ることもあるかもしれませんが、先生方は本当になくて、せいぜい保護者ぐらいで、いろんな先生がいるのにもったいないと思って、歓迎会や送別会に少しでも保護者をたくさん呼ぶようにしていたものですが、そういうふうに美幌高校の先生が、地域に家を買って住んでくれている方もいますので、変な口出しはできないかもしれないけれど、みんなが近くなるという、今も非常に変わってきていますけれど、これを加速して、小規模校ゆえにみんなで見守っていかなければならないのではないかと考えています。

先ほど話したように、いろんな目的を持ってきている子もいれば、高校へ来てから掛け算を習う子もいると思うのです。ただ、その子にも将来がありますので、どんな子も取りこぼさない対応をして、これを年数をかけていけば、親も安心して入れてくれるのではないかと考えていますし、先輩たちも美幌高校へ来いと、美幌高校へ来て学ぼうと言ってくれるのではないかと。

そして何より、私は分かれたときに、ど

うして自然の中からこっちに来なければならないのかと思うぐらいすばらしい大自然の木々に囲まれた学校はそうそうないと思いますので、全国的にアピールする時には、あの大きな自然をアピールしていけばいいと考えています。

次に、生徒を募集するというのですが、コロナ禍で子供と保護者、それから一般の町民と高校の接点が非常に少なくなると考えています。

中学校の進路決定は大体9月ぐらいから始まって、12月ぐらいまでには大方決定して、2月が最終ですが、大体12月からほとんど変わらないというのが現状だと思うのですが、コロナ禍でどういうふうに考えているのか。非常に難しいものがあると思うのですが、もし、コロナ禍でもやれることがあれば、どう考えていращやるか、教育長に考えを伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） まず、教員の方々がいろんな活動に参加されているということでございましたけれども、実際に今も町の各種委員になっていただいたりだとか、例えば猟友会だとか、様々な地域活動に教員の方々に参加していただいて、こういった中でも美幌高校のことをPRしていただいているということは本当にありがたいと思っていますところでございます。

また、地域とのつながりで言いますと、教育委員会の所管している会議体の中で、特別支援教育の連携推進協議会というのがございます。

こちらにつきましては、幼少期から高校生まで、いわゆる生まれてから高校卒業するまで、その子に合った、適した支援の在り方について一緒に見守って、実施していくという組織でございますけれども、こちらでも美幌高校が一緒になって対応していただいている状況がございます。

さらには、美幌高校は雄大な景色、景観

だとか、広大な敷地を持っているということで、今年から新たに道外に向けた生徒募集の取組でありますけれども、地域みらい留学フェアに参加しております。

こちらにも、ドローンを使って美幌高校の広大な敷地を入れた画像をつくって、生徒からアピールをいただいているということでございます。

最後に、コロナ禍の中でこういった生徒募集をするかということでございますけれども、議員からもお話がありましたように、やはり現役の生徒から今の中学生の後輩に対して美幌高校の魅力をPRしてもらうことが非常に効果的だと思っておりますので、その機会を確保するというのと、今年も両中学校の中学3年生全員を対象としたオープンキャンパスを行う予定であります。

その中で、授業のほか、部活だとか、そういった課外活動についても取り入れた中で、美幌高校の全てといいますか、いろんな部分についてPRしていきたいと思っております。

また、先ほど答弁させていただきましたように、保護者の方々が気になる部分というのは、進路の部分が大いだと思いますので、これまでの実績、進学先だとか、さらには農業科を有する高校ということで、普通科にはない特別な推薦制度もございますので、この辺も全面に出しながら、しっかりと情報提供をした上で、美幌高校を選んでもらえる取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） オープンキャンパスはいつごろを予定しているのか。

それと、美幌高校の学校祭が7月第3週ぐらいにあると思うのですが、開催する予定でしょうか。

わかればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

まず、オープンスクールでございますが、7月16日金曜日、こちらが北中学校を中心とした周りの中学校です。7月20日火曜日、こちらが美幌中学校、津別、女満別、東藻琴の中学校が入ったオープンスクールを実施すると確認をしております。

学校祭につきましては、まだ未定だと思います。詳しくは聞いておりません。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先ほども言いましたけれど、何かあれば美幌高校へ行きやすいのですが、コロナ禍でなかなか行きづらい。いろんなものが中止になって行きづらいという面もありまして、生徒を何とか入れたいけれど、コロナ禍で自由に行き来できないというもどかしさもあります。

商店街でコロナの補助金をいただいて、タブレットを使ってお店や店主を紹介しているのです。それを各学校というか、主に美中と北中に、美幌高校がどういうところで、どういう先生がいるのかということをもっと知っていただけたらいいのではないかと思います。学校の中でも、商店街の中でも、人が集まるようなところで、先生を一人一人紹介する。

私たちもここ何年も学校に行っていないので、どういう先生が来ているのかなと思いますけれど、いろんな特技を持ったり、部活の顧問だったり、先生が自分でアピールしたりとか、いろんな才能がある先生がいますので、美幌高校にはこういう職員がいますと紹介したりとか、コロナ禍でやれることをやっていけばいいと思っています。

そういう書類もありますけれど、動画だったり、そういうものを中学生に見ただけで、美幌高校と、どういう先生がいるのかがもっと見える化できるのではないかと思います。

話をしてみるとすごくおもしろい先生がいたり、それから、農業科に楽しい先生がいて、もっとみんなに知っていただきたいと歓迎会に行って思ったのです。

最後に行ったのは牛舎群ができた後に行ったのですが、情熱を持ってやっている先生方がいて、これをもっとみんなに知っていただきたらとつくづく思いましたので、そういうものをつくるにはお金がかかるかもしれませんが、コロナ禍で精いっぱいのことをやって、農業科も未来農業科ができるということですし、普通科も絶対40人以上入学させなければならないというのがありますので、ここはみんなで力を合わせて入学者増に取り組んだらいかかと思えますけれど、教育長の考えがあればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今現在も北見のスーパーだとか、高校で作物の即売会等をやっております。さらには、写真入りの学校でつくっているパンフレットもございます。

また、地域みらい留学にオンライン参加しておりますので、学校のPR動画等もございます。

さらには、ICT教育も進んでおりますので、こういったことを活用して、即売会だとか、いろんな部分でPR動画を流すだとか、そういったことも学校に提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、次に高齢者へのIT教育について入ってまいります。

答弁の中に、美幌高校の開放講座のカリキュラムの一つとして、パソコン講座を実施してきた経過がございますということで、すけれども、これも学校に協力いただいて、私も2度ほど入学しました。定員が

15名なので、大体いっぱいになって、あふれる方もいるくらいです。たしか5回か6回の講座です。

これは先生方も大変だと思いながら、疲れているのにやってくれている様子が痛いほどわかりますし、最後に行ったときは、農業科の先生方もつなぎを着て参加してくれたりして、学校にとって開放講座は負担になっているのではないかと考えたのですけれども、それにしても、コロナでここ何年かやっていないですよ。

こういうことにも美幌高校に協力していただいているのですけれど、答弁にありますように、本年5月よりまち育出前講座のメニューにシニア向けをつくったということですが、コロナで今はやっているのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松尾まゆみ君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

本年5月からシニア向けの本当に簡単なスマートフォン講座ということで、講座を設定させていただいておりますが、こちらはまち育講座ということで、申込みがあった際に対応させていただくプログラムになっておりまして、本年につきましては、まだ申込みがない状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 以降はホームページでというようなテロップが出て、大体そこで高齢者は諦めてしまいます。

繰り返しになりますけれど、コロナの予約で、かえってきずなが深まったこともあると思います。できない人にやってあげたりして、結構交流はあったものの、これからのことを考えるとどんどん取り残されたり、情報を受けても損するかもしれませんが、発信する側もマイナスではないかと思っています。

65歳以上が7,000人とおっしゃって

いましたけれど、私も得てではないですが、これから生きる高齢者はそういうことを勉強して、取り残されないようにしなければならぬと思っています。実際、町場で息子にスマートフォンを持たされているけれど困っているという話を聞いたりしますので、もっと自信を持って使えるようになったらいいなと思っています。

このまち育講座は、どういうところで宣伝していくのか。今はコロナ禍なので、どうかなと思うのですが、どういうところに宣伝して、例えば自治会単位でもやっていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松尾まゆみ君） まち育講座のスマートフォン講座の広報の手段についてでございますが、現時点につきましては、町のホームページ内のまち育講座のプログラムということで、今年から始めたということで、5月からプログラムが始まりました、追加しましたということのみの周知になってございます。

現状、コロナ禍の中で集まっていたくのが難しい状況でございますが、今後に向けては広報等で周知を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 答弁の中でも、必要性は感じているので、ICT教室につきましては、中学校や公共施設の機材などを活用しながら、コロナ収束後に向けて検討してまいりますということですので、大変期待をするところです。

職業訓練校もなくなり、若い世代の就職支援というところでは安価でやってくれるところがありましたけれど、今はなくなりました。自治会の役員とか、高齢者の団体の役員、総務の方はパソコンを使えないとなかなかできないという状態になっていますので、高齢者にこういう教育をしていく

のも行く行くは町の財産になるのではないかと思います。

地域にそういう人がいることで、役員をやる、これをプリントアウトするとか、いろんなことができる人が今はある程度限られているので、その人ができなくなったら誰がやるのかというふうに思っていますけれど、今は70歳くらいの人は、私たちぐらいだったら会社でやっていた人はあまりいないような気がします。

これは、コロナ収束後に向けて検討してまいりますということで、本当に期待をしていきたいところですが、もし何かありましたら、教育長お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 2019年度の状況でございますけれども、スマートフォンの保有率が全国で8割を超えたということで、本当に普及していると感じているところでございます。

そのような中で、高齢者の学び、こちらはかねてから続けているところでございますが、このスマートフォンにつきましても、今のワクチンの申込みだとか、暮らしの様々な部分で関わってくる部分もございます。パソコンの話もございましたけれども、パソコンとなると敷居が高い部分がございますけれども、スマートフォンとかタブレットとなると、高齢の方も比較的入りやすいかなと思っていますのでございます。

まち育出前講座では、本当に簡単な入り口部分の講座をやらせていただきますけれども、その後の学びの定着につきましては、地域の方々や民間の方々の御協力をいただきながら、どんな方法でできるかを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、１１時１０分といたします。

午前１０時５８分 休憩

午前１１時１０分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３ 同意第３号

○議長（大原 昇君） 日程第３ 同意第３号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の２ページでございます。

同意第３号美幌町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町教育委員会委員加藤哲彦氏は、令和３年９月２７日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、加藤哲彦氏。

住所及び生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第３号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 同意第４号

○議長（大原 昇君） 日程第４ 同意第４号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案３ページでございます。

同意第４号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員池功司氏は、令和３年６月２７日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、伊藤健一氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

１２番松浦和浩さん。

○１２番（松浦和浩君） 一つだけ聞きたいことがあったのですが、今回選ばれる予定の方、人物はわかっているのですが、美幌町の補助対象となっているところで給与の分を充当されている方が、今まで同じように評価委員になっていたかどうか、過去の例はどうだったのか。

たまたま美幌町の補助事業先の方だったものですから、その部分だけ事例があればお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今までの事例はないと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、同意第4号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第42号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第42号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の4ページをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第42号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第42号関係。

動産の取得について。

除雪ドーザ1台の購入で、平成8年度購入のドーザの更新でございます。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、令和3年6月4日。

指名業者名は、本町において物品登録の格付があり、かつ、取扱い可能な記載の6社でございます。

取得の金額、2,774万2,000円。

参考であります。消費税抜きの額は2,5

22万円、落札率は69.7%であります。

取得の相手方、北見市小泉420番地1、日本キャタピラー合同会社北見営業所、所長板倉昌彦であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和4年1月31日であります。

以上、御説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第42号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第43号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の5ページをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第43号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第43号関係。

動産の取得について。

草刈り装置付ロータリー除雪車1台、除雪幅1.5メートルの購入で、平成4年度購入のロータリーの更新でございます。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、令和3年6月4日。

指名業者名は、本町において物品登録の格付があり、かつ、取扱い可能な記載の2社であります。

取得の金額、3,377万円。参考であります。消費税抜き額は3,070万円、落札率は98.7%であります。

取得の相手方、北見市東相内町934番地3、北海道川崎建機株式会社北見支店、支店長浅野明広であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和4年3月15日であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 納入期限が令和4年3月15日になってございますが、除雪車ということで、もうちょっと早く納入期限を設けることは難しかったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、受注生産となりますので、発注してからの納入期限ということで、3月15日までと設定してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 先ほど、落札率が98.7%ということで、議案第42号と

は30%ぐらい違うのですけれども、これは主に指名業者の数なのか、あるいは、特殊なロータリー除雪車という車種でそうなるのか、一般的にどんなことで落札率が30%も違うというのが考えられるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、さきの除雪ドーザにつきましても、こちらもそうですけれども、あくまでも指名競争入札によって行っているということで、競争の結果、このような結果になったということで認識してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 指名業者の数が多くなれば、一般的に競争の原理が働いて、もっと下がってくるのでしょうか。

これは2社しかないので、入札ですからこのことがいいとか悪いとかということではないですが、もっと指名業者数が多くなれば下がる可能性があるのかどうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、今回のロータリー除雪車につきましては、特殊な装置が二つございまして、一つは油圧式シャーピンス装置というものがございます。これは、異物等を取り込んだ際に自動停止するという装置、もう一つは機械式ジョイスティックレバーというもので、繊細な操作、移動速度の調整を可能にするものという特殊なものを二つ設置しなければならないということになっておりまして、この装置を取り扱えるのが記載の指名業者の2社でございます。

2社でございますけれども、競争性は確保されていると認識をしてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４３号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第４４号

○議長（大原 昇君） 日程第７ 議案第４４号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書の６ページを御覧願います。

議案第４４号動産の取得について御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の３ページをお開き願います。

資料３、議案第４４号関係。

旭小学校校務用端末一式でございます。

本年度におきましては、平成２７年度に導入いたしました旭小学校の教員用コンピューターの機器更新でございます。

動産の概要でございます。

初めに、ノート型コンピューター２１台、富士通製で教員用となります。

次に、スモール型コンピューター３台、こちらはデスクトップ型になります。富士通製で校長、教頭、事務職員用となります。

次に、デスクトップ型コンピューター１

台、富士通製で管理用として共用で使用するコンピューターとなり、ＣＤの読み込みや、動画編集、インターネットメール用として使用するものでございます。

次に、管理用サーバー一式、富士通製で、停電など非常時対応のため無停電装置付となっております。

次に、ソフトウェア一式、スカイ社製でネットワーク機器などの一元管理を行うものでございます。

なお、それぞれの使用及び機能につきましては記載のとおりでございます。

入札年月日は、令和３年５月２６日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の９業者でございます。

取得の金額は、１，１２１万８，４６０円であり、参考までに落札率は９７．７４％でございます。

取得の相手方は、網走郡美幌町字大通北３丁目１２番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳であります。

契約保証金は、免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、令和３年１０月１９日であります。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

２番藤原公一さん。

○２番（藤原公一君） 私からは１点だけ教えていただきましたのですが、今回のノート型コンピューター、スモール型コンピューター、デスクトップ型コンピューターの部分で、ハードディスクが５００ギガバイトで全部ＨＤＤになっているのですけれど、今のパソコンはＳＳＤが主流になっていると思うのですが、その検討がなかったのか御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げ

げます。

その点につきましては、協議はしておりません。

○議長（大原 昇君） 2 番藤原公一さん。

○2 番（藤原公一君） 御存じだと思うのですが、HDDよりもSSDのほうが立ち上げ速度などが早いので、変更できるのであれば検討の余地があればと思うのですけれども。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 言葉足らずで申し訳ありません。

学校と協議した中でこちらがいいということで決定させてもらっています。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 1 2 番松浦和浩さん。

○1 2 番（松浦和浩君） 今ので二つほど聞きたいのですが、今回の落札の業者が富士通だったので、また富士通かと思うのです。この札を入れた先は、富士通以外のコンピューターの提案なり、見積りがあったのかどうか1点。

それと、前も1回聞いたことがあるのですが、入れ替えるコンピューターそのものが、まだ使えるものはどのような形で利活用するのかお聞きします。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） ただいまのパソコンの関係でありますけれども、機種につきましては富士通製ということでは指定しておりません。結果的に富士通になったという形になっております。

既存のパソコンにつきましては、基本的には処分ということでありまして、全処分ということではなく再利用できるものについては再利用して使いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1 2 番松浦和浩さん。

○1 2 番（松浦和浩君） 1 回目の質問で

言ったのは、入札業者が富士通以外のメーカーの提案をしたかどうかを聞いたかったのです。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） ただいまの御質問でございます。

資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第44号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第45号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第45号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の7ページになります。

議案第45号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料4、議案第45号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町役場庁舎駐車場整備工

事であります。

今回の工事につきましては、役場新庁舎の供用開始に伴い、敷地内に駐車場を整備しようとするものでございます。

工事の場所は、美幌町字東2条北2丁目25番地及び東3条北2丁目1番地。

工事の概要でありますが、1点目として、庁舎の南側に87台分の一般駐車場を整備いたします。

2点目として、庁舎の南側に14台分、北側に9台分、しゃきっとプラザとの間に9台分、合わせて32台分の公用車駐車を整備いたします。

3点目として、庁舎の南側、町道との境界に沿って職員駐車を21台分整備いたします。

4点目として、庁舎西側の町道に沿って、幅2.4メートル、長さ8.3メートルのパーゴラ、藤棚を1か所整備いたします。

5点目として、庁舎敷地内につきましては高低差がございますので、しゃきっとプラザや車庫との動線を確保するため、連絡通路として4か所に階段を整備いたします。

6点目、その他といたしまして、耐雪型ガードレール53メートル、車止め14基、ベンチ2基を附帯設備として整備いたします。

入札年月日は、令和3年6月4日。

指名業者名は、株式会社三共後藤建設ほか記載の5社になります。

契約金額は、1億1,704万円。落札率は99.19%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地の25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長田中和明でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後220日

となります。本日議決をいただき、本契約を締結いたしますと、工期は、令和4年1月31日となります。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 工事の内容は大体理解したのですが、参考に職員駐車場21台となっていますけれど、この21台の駐車場の確保で現在の車両通勤する職員のスペースが足りるのかどうか。

それと、今まで聞いたことはなかったのですが、決まりがあったのかどうかも含めて、足りるか足りないかを先にお願います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 現在、通勤している職員は21台確保すれば足りるということで、今回整備をさせていただいてございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） すみません。

さっきの質問で一つ、通勤する人の数は足りるけれど、その優先順位だとか、この方は通勤の車はいいとか、この人はこの場所にとめる順番だとか、そういう規定はありましたか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 失礼いたしました。

職員につきましては、遠隔地から勤務する職員は通勤手当を支給しております。

通勤手当を支給している職員は優先になるということでございますので、2キロメートル以上につきましては、自家用車での通勤を許可していることがございますので、そういった職員が優先されるということで御理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さ

ん。

○1番（戸澤義典君） 1点確認させていただきたいと思います。

現在、しゃきっとプラザから地下入り口の途中まで屋根があって、階段で切れていると思うのですが、そこがつながるようになるのか、それから、バリアフリーということで、今は応急的に置いていますけれども、それがつながってバリアフリーになるのか、確認させてください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今、工事中ということで、議員おっしゃるとおり、すりつけ部分は仮に設置をして、車いすの方も利用できるようにしてございますが、工事が全て完了すれば、しゃきっとプラザ側のほうからのアプローチ、すりつけが行われますので、段差なく出入りができるようになると、そのようになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 先ほどの松浦議員の答弁に答えたいということであります。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 先ほどの松浦議員からの旭小学校校務用端末一式のメー

カーの関係でございますが、入札の際の仕様書には富士通、それと同等品以上ということで皆様にお知らせしております。

札入れの場合は、金額のみとなっておりますので、どういうメーカーが出てきたというのはわかりかねます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今、富士通もしくは同等という言葉を使ったのですが、なぜまた富士通なのか。これだけお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

現行品が富士通でございまして、そのような形で富士通というふうにしております。

◎日程第9 議案第46号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第46号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の8ページをお開きください。

工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

議案第46号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願います。

資料5、議案第46号関係。

工事請負契約の締結について。

美幌下水終末処理場受変電設備更新工事であります。

工事の場所、美幌町字報徳79番地の1。

工事の概要は、昭和５６年に供用を開始し、設置後４０年が経過する現下水終末処理場の電気のメインとなります受変電設備の更新で、記載のとおりであります。

入札年月日、令和３年５月２６日。

指名業者名は、株式会社電建ほか記載の５社であります。

契約金額、２億２,０００万円。参考であります。消費税抜きの金額は２億円、落札率は９７.７％であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽１８４番地１２、株式会社電建美幌支店、支店長飯坂伸一であります。

契約保証金、契約金額の１００分の１０以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後４５０日とするものであります。本日議決いただき契約いたしますと、工期は令和４年９月１６日となります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第４６号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第４７号

○議長（大原 昇君） 日程第１０ 議案第４７号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の９ページになります。

議案第４７号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の６ページをお開き願います。

資料６、議案第４７号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため、国民健康保険税の減免対象年度の変更及び減免申請期限の特例を延長するほか、地方税法の一部改正に伴い、所要の税条例の改正を行うものです。

改正内容は大きく２項目になり、１項目めの個人町民税は３点になります。

個人町民税の１点目は、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。

国税の扶養控除につきまして、その対象となる扶養親族から３０歳以上７０歳未満の国外居住親族を除くこととされたことに伴い、個人町民税の非課税限度額につきましても、その判定基準に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とします。

２点目は、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しでございます。

日本赤十字社や社会福祉法人など特定公益増進法人等に対する寄附金につきまして、出資に関する業務に充てることが明らかな場合は控除対象外といたします。

３点目は、セルフメディケーション税制の見直しでございます。

セルフメディケーション税制は、予防接種など、健康の維持増進及び疾病の予防へ

の取組として、一定の取組を行うものが、特定一般用医薬品等の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち、1万2,000円を超える額を年間10万円を限度として所得控除する制度ですが、その対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続の簡素化を図った上で、適用期限を5年間延長いたします。

2項目め、国民健康保険税です。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免対象年度の変更及び減免申請期限の特例の延長でございます。

令和2年度から実施しております、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免につきまして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを納期限とする令和3年度課税分につきましても同様の扱いとし、納期限後においても減免申請をすることができることとします。

なお、参考資料7ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しにつきましては、令和6年1月1日、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し及びセルフメディケーション税制の見直しにつきましては、令和4年1月1日、新型コロナウイルス感染症の影響による減免対象年度の変更及び減免申請期限の特例の延長につきましては、公布の日でございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 参考資料の個人町民税のところ、地方税法を見ないとわ

からないと思うのですが、扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を除くこととされた背景や理由について、わかれば教えてください。どういうことでそういうふうに除外されたのか。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、国外で一定以上の所得を得ている国外居住親族がいるということが指摘されたようでございまして、それによって、38万円以上の送金が確認できるものを除く30歳以上から70歳未満ということで対象としないこととされております。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） そうすると、そういう確認をした対象者だけを除外すると。そういう調査をしてやることになるのですか。

○議長（大原 昇君） 税務課長。

○税務課長（菅 敏郎君） 今期につきましては、所得税に同様の規定がございまして、それに合わせ実施するという形でございますので、年齢が70歳を超えていない方につきましては、申請のときにその旨を確認するという形になります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決

されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 8 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 1 議案第 4 8 号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の 1 1 ページをお開きください。

議案第 4 8 号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 1 1 ページをお開きいただきたいと思います。

資料 7、議案第 4 8 号関係。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

改正の目的でございますが、1 点目として、新型コロナウイルス感染症の取扱いに関しまして、従来、新型インフルエンザ特措法において、特例として新型インフルエンザ等に準ずる手続を取っていたところでございますが、改正感染症法におきまして、新型インフルエンザ等感染症に区分されたことから、条例中で引用いたします法令の引用先を変更したものでございます。

2 点目といたしましては、介護保険料の減免の特例に関しまして、対象年度の変更と申請期限の特例を延長しようとするものでございます。

なお、参考資料 1 2 ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び介護保険法施行令で、施行日は、公布の日でございます。

以上、御説明いたしました。御承認賜り

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 4 8 号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 9 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 2 議案第 4 9 号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の 1 2 ページになります。

議案第 4 9 号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 1 3 ページをお開き願います。

資料 8、議案第 4 9 号関係。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について規定するものです。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症

の定義で引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が改正により削除されたことから、関係規定の整理を行うものです。

なお、参考資料14ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法。

施行日は、公布の日でございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第50号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第50号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の13

ページになります。

議案第50号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金、ワクチン集団接種の拡充、事業者支援金に係る経費などにつきまして所要額を予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,597万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の22、23ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項、4目財産管理費、2、庁舎改築等事業費の増、積立金30万円は、5月13日、日本甜菜製糖株式会社美幌製糖所様から、新庁舎の備品整備等に役立ててほしいと御寄附をいただきましたので、役場庁舎改築基金へ積み立てるものであります。

なお、参考資料の15ページ、資料9に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金505万円につきましては、5月17日、株式会社電建様から創業75周年を記念し、町にお世話になったお礼として、今後のまちづくりのために役立ててほしいと500万円を、同じく5月17日、美富在住の宇野智子様から夫の故宇野宏生様が生前お世話になっ

たお礼に町のために役立ててほしいと5万円を、それぞれ御寄附をいただきましたので、合わせて505万円を財政調整基金へ積立いたします。

このページの中段になります。

3款民生費、1項、3目高齢者福祉費、8、介護保険特別会計負担事業費の増、繰出金、介護保険特別会計繰出金151万3,000円は、電算システム改修に係る一般会計からの繰出金になります。

その下の2項、1目児童福祉総務費、6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、1,294万9,000円につきましては、新型コロナの影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、児童1人当たり5万円の給付金を支給するもので、事業費の全額が国庫補助金により財源措置されます。

支給対象者は、本年3月末日時点で18歳未満の児童か、20歳未満の障がい児を養育する方で、住民税の均等割が非課税の方、あるいは、新型コロナの影響により、生活支援が必要と認められる方が対象になります。なお、来年、令和4年2月末日までに生まれる新生児も対象となります。

補正予算におきましては、消耗品費や印刷製本費などの事務費を計上するほか、対象児童を220名と見込み、子育て世帯生活支援特別給付金として1,100万円を予算計上いたします。

次に、1番下の4款衛生費、1項保健衛生費につきましては、次の24、25ページになります。

2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増、消耗品費275万円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、町民の不安を解消するため、抗原検査キットを町が購入・保有するための費用を予算計上いたします。

感染者が確認された場合、保健所による行動履歴の聞き取りが行われ、濃厚接触者を特定の上、行政検査、PCR検査を実施

することになりますが、関係する全ての方が行政検査の対象にはならない現状にございます。

このため、教育施設や児童施設、企業等におきまして、感染者または濃厚接触者が確認された場合、関係者の不安を解消し、速やかに感染の有無を検査することにより、さらなる感染の拡大を防止しようとするもので、今回、抗原検査キットを1,000セット購入し、町が保有するものでございます。

その下の2、予防接種事業費の増、1,020万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、当初予定をしておりました日曜日に加え、土曜日も集団接種を行うため、必要な経費を予算計上いたします。

事務事業協力報償の976万4,000円は、従事する医師及び看護師の報償費と交通費、食糧費の28万1,000円は、医療従事者等の昼食代を、保険料の16万2,000円は、従事する医師及び看護師の傷害保険料をそれぞれ予算措置するもので、土曜日の集団接種につきましては、7月3日から9月25日までの11日間の実施を予定しているところでございます。

次に、6款農林水産業費、1項、4目農業振興費、9、畑作構造転換事業、補助金、畑作構造転換事業補助金5,874万2,000円につきましては、畑作営農の大規模化に対応するため、農林水産省の間接補助を受けて実施する事業で、今回、北海道の割当て内示を受けましたので、予算計上するものでございます。

事業内容につきましては、大きく2点になります。

1点目は、てん菜の風害・湿害の軽減技術の導入、病害虫抵抗性品種の導入など、生産性向上に向けた取組で、事業主体はJAびほろ、実施農家は171戸を予定してございます。

2点目は、バレイショの収穫・選別作業

の外部化、豆類の省力栽培など、輪作体系の改善を図るための取組で、事業主体はＪＡびほろ及び美幌町農業再生協議会、実施農家が５８戸の予定でございます。

中段になります。

２項、３目町有林管理費、１、町有林造林事業費の増、土地購入費４２０万円につきましては、企業の森林づくり事業において植林予定地を確保する必要があることから、新たに山林を取得するための費用を予算計上いたします。

購入予定地の図面を添付してございますので、恐れ入りますが、参考資料の１６ページをお開き願います。

今回購入しようとする土地につきましては、日並２１３番３５及び２１３番４１のうち、面積４１万６、２６３平方メートル、約４１．６ヘクタールでございます。

水源地の近くの山林を取得するもので、所有者は、美幌町農業協同組合でございます。

財源には、未来への森林づくり基金、森林環境譲与税基金からの繰入金を充てることで予算計上してございます。

議案書の２４、２５ページにお戻りを願います。

中段から下になります。

７款商工費、１項、２目商工業振興費、１、商工業振興推進事業費の増、補助金の１行目、新型コロナウイルス対策事業継続支援金１、６７０万円の減につきましては、新型コロナの影響により売上げが４０％以上減少した事業者に対しまして、従業員数に応じて支援金を交付する事業でございますが、当初の予想を下回る申請見込みとなりましたので、新たな事業の実施に向け、今回予算の整理を行うものでございます。

当初１００件の申請を見込んで２、４００万円を予算措置いたしました但、申請期限となる６月末の見込みを４０件、７３０万円と見込み、今回１、６７０万円を減額するものでございます。

補助金の２行目になります。

新型コロナウイルス対策事業者支援金３、５００万円につきましては、事業の継続を支援するため、地方創生臨時交付金を活用して実施する新規の事業になります。

事業内容でございますが、本年４月から６月までの３か月間の合計売上げが、２年前の同期間に比べて２０％以上減少している事業者に対しまして、従業員数に応じ１０万円から３０万円の支援金を交付いたします。

全業種を対象に、９月末を申請期限とし、２５０社からの申請を見込み、今回３、５００万円を予算措置するものでございます。

次に、３目観光費、２、観光施設維持管理事業費の増、修繕料２８万６、０００円につきましては、美幌峠レストハウスの展望休憩室の雨漏りによる天井の修理費用になります。

５月に屋根裏からの雨漏りが原因と思われる天井の一部破損を確認いたしました但、本格的な観光シーズンが迫る中、早急に修繕する必要があることから、当初予算に計上しております修繕料の不足額を流用の上、雨漏りしている箇所をコーキング処理し、天井の破損部分を復旧したところでございます。

既に修理を終えてございますが、施設の管理上、一定額の修繕経費を予算措置しておく必要があることから、今回補正予算を計上させていただくものでございます。

このページ１番下になります。

交流促進センター維持管理委託料４１７万４、０００円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、峠の湯びほろを臨時休業したことから、指定管理者に対して休業補償を行うため、委託料を追加するものであります。

休業補償の期間は、北海道に緊急事態宣言が発令され臨時休業した５月１６日から６月２０日までの３６日間、令和元年度の

実績に基づき算定した入浴料やレストラン等の売上相当額から、臨時休業によって使用量が減少する電気料と燃料費を差引き、417万3,805円を休業補償として委託料に上乗せを行います。

次に、議案書26、27ページになります。

8款土木費になります。

4項、3目公共下水道費、1、公共下水道繰出事業費の減、繰出金、公共下水道特別会計繰出金235万円の減につきましては、下水道事業の計画変更業務委託に係る一般会計からの繰出金の減額になります。

その下の10款教育費、4項、3目社会教育施設費、1、町民会館等管理運営事業費の増、修繕料30万8,000円は、びはる舞台照明の操作卓に不具合が生じていることから、調光装置の部品を交換するための費用になります。

舞台照明を使用中、操作していないにもかかわらず光量に変化したり、スポットライトが作動するなど、舞台運営に支障を来す状態にありますので、調光装置の部品を交換するものでございます。

その下の5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の増、消耗品費1万円は、3月に蔵書充実のために御寄附をいただいた1万円を活用し、幼児用の絵本を購入するための計上になります。

次に、5項、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業費の増、修繕料101万円につきましては、スポーツセンターアリーナの天井LED照明器具の交換費用になります。

平成31年3月に設置した照明器具1灯の不点灯状態を解消するため、メーカー保証により照明器具の無償交換を依頼したところでございますが、照明器具の不良ではなく、天井からの水滴が電源回路に侵入し、腐食したことが要因であることが判明したところでございます。

メーカー保証を前提に照明器具の交換を

依頼いたしました。不点灯の要因が判明した時点において、既に内部の養生や足場等の仮設費が発生しており、その費用を町が負担せざるを得ない状況にありましたので、予算を流用の上、照明器具の復旧作業を続けたところであります。

施設を管理する上で今後の予算執行に影響が及ぶことのないよう、既に支出した修繕料を予算措置いたしたく、補正予算を計上させていただくものでございます。

その下の2、屋外体育施設維持管理事業費の増、修繕料75万6,000円につきましては、リリー山スキー場で使用するスノーモービルの修理費用になります。

シーズンの最終日、3月7日に職員が斜面を低速で走行中、緩んだ雪にハンドルを取られ横転したものでございますが、横転によってエンジンが損傷し、始動しない状態にあることから、今シーズンの開始に向けましてエンジンを分解し、部品を調達の上、組み替えるための費用を計上いたします。

このページの下段の12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当489万8,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事務に従事する職員の時間外勤務手当と新型コロナワクチン集団接種の土曜日の実施に伴い、従事する職員の時間外勤務手当等を予算計上いたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の20ページ、21ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項、2目民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金1,470万1,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る事業費及び事務費に対する国庫補助金で、補助率は10分の10であります。

その下、3目衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金1,632万3,000円

のうち、1行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、190万円は、抗原検査キットを購入するため、本町に配分された交付金の一部を充当いたします。

2行目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増、1,442万3,000円は、土曜日の集団接種に要する経費につきまして、その全額が国庫補助金として交付されるものでございます。

次の5目商工費国庫補助金、1節商工費補助金1,280万円につきましては、事業の継続を支えるため、事業者支援金等の財源として地方創生臨時交付金の一部を充当するための予算計上になります。

なお、令和3年度において配分されます地方創生臨時交付金の総額は、1億8,048万2,000円でございますが、今回補正後の未充当の交付金につきましては、856万2,000円となります。

次に、17款道支出金、2項、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金5,874万2,000円は、JAびほろなどが申請をしておりました畑作構造転換事業が補助採択されたことに伴う予算計上で、農林水産省の間接補助になります。

中段の19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金、535万円は、さきに御寄附をいただいた3件につきまして予算措置するものであります。

まず、5月13日、日本甜菜製糖株式会社美幌製糖所様から、新庁舎建設の備品に役立ててほしいと30万円を、5月17日、株式会社電建様から、美幌町にお世話になったお礼として、今後のまちづくりのために役立ててほしいと500万円を、同じく5月17日、美富在住の宇野智子様から、夫の故宇野宏生様が生前お世話になったお礼として、町のために役立ててほしいと5万円を、合わせて535万円の御寄附をいただいております。

次に、20款繰入金、1項、1目、1節

財政調整基金繰入金1,094万7,000円は、今回の補正予算に係る財源として財政調整基金からの繰入れを行います。

その下の7目、1節未来への森林づくり基金繰入金338万3,000円と、次の12目、1節森林環境譲与税基金繰入金81万7,000円につきましては、企業の森林づくり事業を推進するため、山林を取得するための財源に基金を充てるための予算措置となります。

このページの下段の22款諸収入、5項、5目、1節雑入の4万円につきましては、雑誌スポンサー制度の広告料収入になります。

以上、議案第50号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 25ページの商工業振興推進事業費の増ということで、新型コロナウイルス対策事業継続支援金を最初に出しましたが、その申請が少なく、このたび事業者支援金ということで3,500万円を計上していますけれども、継続支援金の対象となるパーセンテージとかはどのように出したのか。今回、それが足りないから20%に下げたということですが、その理由をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 今回の20%にした理由ということでございますが、本年3月の補正予算、令和3年度補正予算でお認めいただきました内容につきましては、40%以上の減少率で、かつ従業員に応じてということで、こちらにつきましては商工会議所が1月に実施いたしました経営状況に関するアンケート調査等を参考にさせていただきまして、40%以上ということで補正予算をお認めいただいたところ

でございます。

その後、コロナ禍が長期化する中で、売上げの減少期間が長期化していること、さらに、5月上旬でございますが、商工会議所で経営状況に関するアンケート調査をまた実施してございます。

それらを参考にさせていただきまして、やはり1月のアンケート調査以降、コロナ禍の売上げ減少期間が長期化しているということで、20%以上ということで、今回制度設計をさせていただいたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 変更理由というか、変わった分についての説明はよくわかりました。

アンケートでは飲食店の落ち込みがものすごいということで、今後、20%減少の受付をしまして、これが終わって、今年度中または来年度に向けて、こういう事業者支援金等があるのかなのか。お答えできる限りお願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 現時点ではあるかないことは申し上げられませんが、現在、4月・5月・6月の売上げ状況に応じて、この事業者支援金を9月まで実施させていただきたいと思っております。

なお、その間にもプレミアム商品券等、消費の喚起策も実施してまいりたいと考えてございます。

いかんせん、コロナの状況がなかなか見えない状況でございます。そのときの状況に応じて、対策を実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 21ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、1,442万3,000円に関わ

っております。

説明の中にもありますとおり、医師、看護師を外部から招聘して、土曜日の集団接種体制を確立すると。及び、町職員の時間外も含めて、主として外部のスタッフをお呼びして、スピードアップを図るということの予算だと思います。

美幌町は、65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種については、体制の補強なども含めて、7月末の接種完了が見込めるということで、8月末までは集中した体制で接種を実施する予定であるということは、これまで明らかにされているのですが、9月以降の体制については、接種状況を判断して、できるだけ早期に完了できるように努力するという方向で集団接種などが進んでいると認識をいたします。

そこでお伺いしますが、この体制の中で、例えば7月末までに65歳以上の希望する方々が100%完了したと考えた場合、接種率を含めて言えば、一般的には8割前後だろうと思うのです。

先ほど調べていただいたのですが、美幌町の65歳以上の人口の割合は36.32%ということで、これにコンマ8を掛けますと3割に満たないです。28.8%という状況で7月末を迎える。

私は以前から、菅総理が盛んに7月末までに65歳以上の希望者全員を完了させるのだということを力説していることについて疑問を持っていました。

何でかと言うと、昨年12月24日、アメリカの国のコロナ対策チームのドクターが、人口の7割から9割ぐらいがワクチン接種しないと集団免疫は確保できないということを、現在我々が闘っているワクチンとの関係で言っているのです。

最低でも7割接種しないと集団免疫は生まれないというときに、美幌が一生懸命頑張って7月末までに努力したとしても、接種率は3割いかないかもしれない。

そういう状況の下では、私は体制を決し

て緩めてはならないと思うのですが、私の質問に対する御答弁の中でも明らかになっているのは、9月以降については、接種状況を判断していきたいということで、やや緩めるのかなという印象を持っています。

それで、大体7月末までに人口に対する接種率、接種状況はどのぐらいになるのか。あるいは、8月末、9月あるいは10月ということも含めて、昨年の暮れに明らかにされているアメリカの担当チームのドクターが発表している集団免疫との関係で、美幌町のテンポをどう押さえて予算計上されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 予算の細部については、担当部長からお話しさせていただいて、美幌町の接種の進め方についての考えを御説明させていただきたいと思います。

今、国で7月末という話をされていて、町村も7月末に終わるように努力してほしいという話がありました。

私自身としては、7月末云々よりも、少しでも早く社会的免疫というか、多くの町民の方に接種をしていただきたいというのが私の思いであります。

当初は、ワクチンが予定されている数が本当に来るのかという半信半疑のところから、現実に来たということがあって、医師会の先生方と今の実態をお話させていただきました。

当初は、私どもの町も接種がかなり遅くなるという進み方でした。それは接種する先生方に気を使って、日常的に医療で大変な思いをしていることもあって、その中で、正直に美幌町においてはいつまでにこれぐらいのものが来る。もう来ているし、気持ちとしては早めたいと。そうしたら、先生方から、国が早めるというよりも、ワクチンがあるのであれば1日でも早く打ちましようと言っていました。

ですから、私は、それに対して先生方が

協力してくれるのであれば、少しぐらい無理なことを言いますけれども、ピッチを早めたいということで、それで急遽方針を担当に言って、早める方法を考えようということで、あと医者も探しましょうということで必死になって走り回ったのが早まった理由でございます。

その中では町立病院の役割も多くありました。実際には、通常接種しているところは、個別接種を4倍にしています。それから、集団接種も土日やる。そういう意味では、まずは地元の先生方がどこまで関わってくれるかということをお断り先生方をお願いして、ここまでだったらいけるというところの足りない部分を、つてをたどって埋めていったのが事実であります。

そういった中でいきますと、今、私どもで押さえているのは、先ほど人口の割合の何%という話をされたのですが、65歳までの対象人口というのは7,107人いらっしゃいます。そして、6月はおおむね3,700人打てます。3,700回。7月が約9,000回打てます。既に医療従事者それから施設に入っている方は終わっていますので、そういうことを考えますと1万2,700回ぐらいです。

それを仮に2回打つということにいけば、完全に2回終わることは難しい部分があるかもしれませんが、単純に半分で割ったとすれば、約6,500人になるということで、7,107人という人数からいけば、その全員が希望されるかどうかは別として、かなりの割合で終えることができるということで、私どもとすれば、7月末で65歳以上は終えることができるという判断をしたところであります。

そのペースで8月もやっていきたいということで、8月も約7,000ペースで、7,000回打てるような形で進めています。

そして、9月以降どうするかという中で、これも早めたいのですが、何が問題か

というと、打つ先生方が確保できるかできないか、今水面下で一生懸命やっています。

担当部長としては、10月末には終わらせたいという思いで、担当も言いましたけれど、少しでも早く終わらせたいという意味でいけば、9月も協力を得てできるのであれば、7,300回ぐらいの数を接種できれば、大体10月の頭、うまくいけば9月で終わることができるのかなという考えを持っております。

それが今の状況であります。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 基本的なスケジュールにつきましては、今町長が申し上げたとおりでございます。

接種枠数のスケジュールを組んでいく上で理論値で埋めた結果、今そういうスケジュールで進めたいということで考えているのですけれども、どうしても実際に申込みをされる方によって、計算どおりにはいかない場合も当然あり得ます。

そうなってくれば、今、10月末で全ての町民の皆さんの接種完了ということを目途にやっているのですけれども、どうしてもかかりつけの病院でないと嫌だとか、そういった方もいらっしゃると思いますので、そういった方が多く膨らんだ場合、集団接種が必要だと、そういう考えになった場合につきましては、また、議会の皆さんに御相談申し上げた上で、定例会等で補正予算を計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） ワクチン接種で美幌町をはじめとしまして、地方は大変な思いをしているというのは、実感としても、置かれた立場からいってもよくわかります。その点では、違和感はありません。

ただ、ずっと感じているのは、とりあえ

ず7月末ということで事態が進んだとしまして、7月が終わって、夏休みとかバカンスだとか、オリンピックで少し騒ぐと人の交流が増えるということになると、たちまち第4波が来るとことはもう指摘されているのです。そういう中なので、私は予算的に十分これでいいのかという思いで見ているのです。

できるだけ早く接種を終わらせるために必要なのは、町長のお話にもありますけれど、外部から医師や看護師の応援を得られないと、自力だけではできないというのも町民としてはしっかり受け止める必要がある。

その上で、必要な予算なのかと見ているのですが、新聞紙上では、よその町で医師の確保が大変だということで、大分大変な事態が進んでいるので、改めて、外部の医師、看護師の見通しも含めて、美幌に補強することによって、一刻も早く接種を終わらせるというテンポを速めていただける、そのための予算というふうにみられるのか。

今、担当部長が状況によっては9月補正もということで、当然それもあるものだと思うのです。私の質問に対する答弁書の中では、9月の推移を見ながら検討もと読み取れる部分があるものですから、あえて御質問いたしました。

医師、看護師等、外部の要員の確保の見通しも含めて、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回予算を出したときには、医師をどう確保するかということと、それから、外部と言ってもそんなに単純な話ではなくて、やはり地元の先生方に協力してもらわないといけないということで、とりあえず、6月、7月、8月までは全力でやっていただきたいので、何とかしてほしいというお話をしました。

その後、そのまま町民の方々全員に打っ

てもらふまで全速力で最後まで走ってください、何とかやってくださいとはい切れなかったのは事実です。ですから、答弁でも8月の状況を見て、それで皆さんが少しでも数をこなしてくれたときの状況を見てというのが本音でした。

そうは言っても、現実的には気持ちとしては少しでも早くしたいということで、並行して、今、町立病院とか、医師会、それから外部の先生方を探しながらやっていて、私の気持ちとしては、正直言って9月には終わらせたいという思いは強く持っています。それは現実とは言えないですけども、そのために全速力で関わる先生方の折衝を今しているところであります。

予算的には、先ほど部長から言いましたが、今回これで十分なのかという話になれば、十分かどうかというよりも、まずは予算の中でどれだけできるかということをして、足りなければ、また皆さんに実状をお話しして、補正もあり得るということをお理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） わかりました。

最大限の努力をぜひしていただきたいと思います。

ただ、二、三日前の情報では、昨日も申し上げましたが、イスラエルでは16歳以上の人口の8割以上がワクチンを接種して、完了している。そこで、新たな感染の広がりが子供の中に広がっているというのは、美幌町も人ごとではないと思います。

美幌町内からの感染者が出ていないとはいえ、いつどこで広がるかわからないという状況なので、ぜひ遠慮なく必要な予算、あるいは、体制の確立などに向けて御努力いただきたい。

経過も、それから思いもわかりましたが、そういう予算ということで、くみ取っていききたいと思います。終わります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり

ませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 同じく23ページのコロナ対策事業費の関連と、もう一つ、23ページの林業費の土地購入費について2点。

○議長（大原 昇君） 松浦議員、23ページのどの項目ですか。

聞き取れませんでした。

○12番（松浦和浩君） 25ページです。すみません。

25ページの予防接種事業費と林業費の土地購入費、2点。

コロナのほうは関連も含めてということで、この2点。

まず、コロナのほうからですが、土曜日の対応ということで説明を受けているのですが、気になる部分がありまして、部長と課長職も出勤するということでの予算計上ですが、今、町長からも9月いっぱいには終わらせたい。なるべく10月までかからないように頑張りたいとなりますと、今、国保病院の先生方も頑張つて夕方やっています。

先生方と担当になっている課長・部長のお金の問題ではなくて、出勤日の関係で、過重労働という部分でどうなのかなと。そうであれば、美幌町の課長・部長の職務の権限を与える形で代替者の管理も必要なのかなと。

時間外手当を出すには課長か部長がいなければ時間外にならないではないですか。そうすると、担当課長・部長に何かあったときに、それを補佐できるのは総務部長なのかと思うのですが、管理者の確保と過重労働という部分ではどのように考えているのか。それと同じく、国保の先生も、医師会の先生も10月までとなると平日プラス土曜日・日曜日となりますと、その先生方も過重、そして、看護師も週休2日が厳しくなる。その辺の過重労働という部分での対策は十分にできるのかどうか。

それと、引っかけたことがありますし、今朝7時ごろのテレビで、日本に来るワクチン量が予定どおり来ない可能性がある。それによって、企業の集団接種を一部取りやめると河野大臣が。

その背景には、アメリカから来るワクチンの数割が7月末に間に合わないのではないかという報道があったのです。これも確定かどうかというのはあるのですが、その場合、打つ優先順位は65歳以上の高齢者を優先するという考えをお持ちなのかどうか、この3点お願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） まず、ファイザー製のワクチンの流通に関しての報道の話がございました。まだ当方では、国及び北海道からそのような連絡を受けていないのが実情です。

美幌では、モデルナは使っていないのですが、ファイザー製のワクチンについては隔週で3箱から4箱、安定的に入ってきている状況であります。

そういう報道について、私は存じ上げていなかったのですが、あるとしたならば、道にそういうおそれがあるのかなのか確認した上で、もし、あるということになれば今後の接種計画も変わってきますので、対応したいと思いますし、接種の順位につきましては、高齢者から接種券の送付をさせていただいております。したがって、順調に1回目は進んでいるのですが、2回目もその順番でいきますので、まず65歳以上の方につきましては、ワクチン量は確保できていると今のところ押さえていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほど、8月まではかなり無理を言っている部分でいけば、国保病院も含めて、通常の病院で打てる範囲での努力はしてほしいということはお願ひしています。これは個別接種です。

町立病院は、病棟を持っていますけれど、町の病院として医者もたくさんいるので、量を増やせないかということで、7月だけコミセンを借りて、2人体制で4倍打つということをお願いしています。そこに対しては、職員が手分けして毎日出向しているわけでありまして、かなり無理をお願いしていると思っています。

8月になれば、個別接種と言われる、病院で打つ分についてはまた病院に戻して、病院で打てる最大を打っていただきたいという流れをつくっています。

8月はどういうふうにするかということ、土曜、日曜で打つということで、土日が4回、セットですから8回という中で考えているので、その医者をどうするかということ、スタッフをどのようにするかということについては、負担はかかるけれど、それはうちの職員と協議をして、過重労働というか、負担をかけるけれど、今は何を私どもの役割としなければいけないかというと、要は、町民の命と健康ということであれば、社会免疫をつくるためには頑張っていて、みんな町民の方にワクチンを接種してもらおうということにウエートを置いて、職員にもそういう話をさせていただいております。

ただ、具体的にそれがどのような過重労働になるか、私は具体的な説明はできませんけれども、思いとしてはそういう流れでやっている状況であります。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの職員の主な配置でございますが、今のところ全庁を挙げてシフト制で組んでおりまして、まず土日の集団接種につきましては、管理職を約2名、残り18名、職員約20から23名で土日の集団接種を回しております。土日の部分で、おおむね今押さえている範囲では、大体1人当たり月1回当たる程度で土日は回しております。

あと、平日は国保病院が、今週月曜日から

ら4倍で、こちら職員を回しておりますので、こちら同じく20名ぐらい毎日配置しておりますが、こちらにつきましては、大体週1回ぐらい当たるような形で、現在、福祉部でシフトを組んで、命令も福祉部で管理しながら、過重労働に注意しながら管理しているという状況であります。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 職員の関係はよくわかりました。

まず、1点目の回答が逆だったのですが、僕は職員のことより、時間外手当を出すときの管理職、要するに時間外の管理者がいて初めて時間外手当かなと思ったので、今の福祉部の中の人数から見て、課長たちの人数がシフトとなるのかなと。

文書の関係で、時間外勤務の命令は他の部長、他の課長ができるのかわからなかったものですから、それが気になって質問しているのです。

その次に、医者、看護師の過重労働については、体調も含めて十分に管理、確認して、支障がないように取り扱ってくれるということだと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

それと、万が一のときは、やはり高齢の方を優先してしっかりやれるという部長の説明がありましたので、この部分についてはわかりました。

さっきの管理職の件だけお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまのお尋ねの件です。

先ほど保健福祉課長が説明いたしましたが、今回、ワクチン接種に関わる事務の従事ということで、本来業務を離れてワクチン接種の事務に従事するというございますので、例えば、総務部の職員であっても、その時間帯については、福祉部の所管の事務を扱うということでもありますの

で、福祉部で時間外勤務についても把握をいただいているという状況になってございます。

また、現在、国保病院の個別接種をコミセンで毎日行っていますけれども、こちら全庁的に各部局から職員がローテーションで毎日3時過ぎに行って、6時過ぎまで勤務に当たっていますけれども、こちらについても本来業務を離れていくということもありますので、事前に本部会議を開いた中で、全庁的に今回の対応については、いわゆる平時ではなく有事の対応になりますので、本来業務を離れることにまず理解をいただいた中で、一人一人の職員がしっかり認識して、ワクチン接種の事務に従事するという共通理解をいただいているところであります。

ただ一方で、議員が指摘されたとおり、労務管理上、過重労働に発展するということは決してあってはならないと考えてございますので、例えば、総務部につきましては、課長が4名おります。その課長がそれぞれのセクションでグループの職員を束ねているわけでありまして、複数の課長が出向くということがないように事前に調整をしております。

一人の課長あるいは主査職、担当職が、ワクチン接種に従事するわけでありまして、必ずほかの課の職員は残って、何かあればその課の仕事をバックアップできるようにということも事前調整をしておりますので、それはほかの部局も同様であろうと考えております。

いずれにしても、長期戦になろうかと思えます。9月あるいは10月ということも視野に入りますので、全職員共通認識を持った中で、ワクチンの接種はもちろんですけれども、本来業務にも穴が開くことのないように対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の総務部長の説明で十分わかりました。

ぜひ、職員の方の健康も優先されるのかなと。いつ、どんな病気になるかわかりませんので、ぜひ気を付けてもらいたい。

次の質問で、土地の購入費の件で一つだけ確認を取りたかったのが、今回買うのが42町歩ぐらいで、金額420万円ということで、1町歩当たり10万円、一反1万円。普通の売買でいくと、1反1万円ということは立木が大体20年木ぐらいあれば1万円ぐらいです。林の相場が。

今回この土地は皆伐した土地なのか、生産林がまだ残っているのか、というのが一つと、もう一つは、この予定地を見ると、213番35のうちと213番41のうちということで、分筆かなと思うのですが、分筆しないといけなかった理由と、分筆費も含めて420万円なのか。この分筆は売の方がわかってると言っているか、そのところだけお願いします。

せっかくな話なので。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） まず1点目の皆伐か生産林があるかという御質問でございますが、伐採が終わった後の皆伐地でございます。

価格については、周辺の売買実例等を参考に、今回設定をさせていただいております。

それから、分筆がなぜ必要だったかということでございますけれども、参考資料に図面がございますけれども、例えば、213番35は牧場のうちの林地でございますので、この部分の面積をはっきりさせるために分筆をいたしました。所有者で分筆をしていただいて、そのあとに私どもが売買契約を結んでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） たまたま国会で

土地の売買の関係の話がありまして、水源地の周りなので町で買うのもいいのかなと思ったのですが、今まで分筆してまで買うというのが少なかったものですから、今回、この地図を見て、道路から入って行く地権の部分が変わらなかったものですから、今までは直に町道から入っていける土地が多かったと思うのですが、今回は入り組んでいるので、これが企業の森林か何かの森づくりに使うのかなと思ったときに、地権者の関係が気になったものですから、その辺で地権者との合意は問題ないということですのでよろしいですね。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 恐れ入りますが、参考資料16ページを御覧いただきたいと思うのですが、213の41を二つに分けてございます。ちょうどこの間の白いところが道路ということで御確認いただければと思います。道路の記載はないのですが、それがずっと上に213の35の際を通って行っているということでございますので、これについては地権者との合意は当然確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 23ページの1番下です。子育て世帯生活支援特別給付金について、2点ほど確認をさせてください。

まず一つが、今回の対象は児童220人ということで伺いましたが、これは世帯数にするとどれぐらいなのか、もしわかれば世帯数を教えていただきたいです。

もう一つは、今回の子育て世帯生活支援特別給付金は、ひとり親世帯を除くということで、ひとり親世帯はひとり親世帯の給付金を前回やっているということですが、これを分けてひとり親ではない今回の分を後にした理由、これがどのようなことなのか教えてください。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） まず対象世帯数ですけれども、約110世帯です。

2点目ですけれども、ひとり親のほうは、4月に児童扶養手当を支給される方に同じく5万円が支給されていまして、こちらのほうが国の事業として早く、それ以外に今回の住民税非課税の方、低所得者世帯ということで、ご提案をさせていただいております。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） まず25ページの質問したい項目が、感染等予防対策事業費の消耗品の関係と、2番目の予防接種事業費の事務事業協力報償の関係、それから、商工業振興推進事業費の新型コロナウイルス対策事業者支援金の関係、それから、27ページの職員手当等のその他手当のところに関連して聞きたいと思います。

まず1点目でございますけれども、抗原検査キットを1,000セット買われるということで、対象者については感染者または濃厚接触者が発生した場合ということで、三つの分類でそれぞれが説明ありました。

私も質問をしたのですが、例えば、もう既に緊急事態宣言が解除されてまん延防止措置になっていますけれども、そういう地区から家族の方が美幌町に帰省したというケースの場合、前も質問したのですが、家族に不安があった場合、今回の抗原検査キットを希望すれば、町で提供していただけるのか。

これだけ見れば、感染者または濃厚接触者が発生した場合ということで、何らかの事情でどうしてもそういう地区から帰省せざるを得ないとすると、家族の方が心配だというケースは今回の対象となるのかならないのか。

もし、ならないとすれば、どういう理由

なのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） お答えいたします。

今回、抗原検査キットの購入に至る経過といたしまして、比較的オホーツク管内は感染状況が落ちついている地区ではありますが、網走また斜里のようなクラスターがいつ発生してもおかしくないということから、そのクラスター対策という観点からこの事業を進めてきた経過がございます。

したがって、まず一義的な対象とさせていただいた部分につきましては、教育施設ですとか、幼稚園、保育所、また、会社等の組織的に多くの方が集まるクラスターの発生しやすいところに対して、その該当者で、かつ行政検査の対象とならなかった方の不安を解消したいという思いがあります。

もう一つ、そういった組織ではなくても、近くに感染された方の御家族であったとしても100%濃厚接触者にはならない現状にもあります。そういった方の不安解消ということを第一目的として、今回制度設計をしたところです。

したがって、御質問にある札幌からの帰省等々の方につきましては、申し訳ありませんが今回の事業の対象は外れるというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 主たる目的はクラスター対策だということなので、やむを得ないです。

そうすると、不安のある方は、市販のキットを自分で購入して、現状は対応するしかないということですね。

次に2点目の質問をしますが、事務事業協力報償の中で、先ほど数人の議員からも

質問がありました。

まず、今回の集団接種で、土曜日の集団接種に外部医師を確保して体制を取る。あるいは、国保病院もコミセンに変更して枠を拡大して4倍までやるというのは、町が積極的に努力をされていることは評価しています。

菅総理は、とにかく予防接種を早く進めてほしいということで、新聞によると、総務省のそれなりの立場の方から市町村に対して、いろんな形で接種の時期を早めるように要請があったということで、新聞等でも一部の自治体でそういう話を受けたということですが、美幌町は、そういう流れの中で町長として前倒しを判断されて、そういう事実が国からもう少し頑張てほしいという話があって、こういう取組になっているのかどうか。

それと、先ほど何人かの方が質問しておりましたが、9月25日までの土曜日は外部から先生を派遣してもらってやるということで、さらに今後の接種率を上げていくために継続して、それ以降も道外から医師を招聘してやるということで、そういう第2段階での対応とか、そのようなことを町長としては考えているのか、そういったことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） まず、総務省から7月末で終わらせるようにという話があったかということは、正直に言えば電話はありました。

そのときには、美幌の実情ははっきり言わせてもらいました。国は勝手にそう言っているけれども、現実的にはそんな単純な話ではないということをはっきり言わせてもらいました。

今回早めた理由は、先ほどお話ししましたけれども、先生方が、ワクチンがあるので少しでも早く打ちましようと言ってくれたことが主たる理由です。それであれば、

私が思っていることを先生方に協力してもらえますかと言って、早める状況をつくれたということですので、やはり医師会の先生方には感謝したいと思います。

そうは言っても、平日診察をして、土日までやるとなると非常に苛酷な話でありまして、それで足りないところ、言うならば、土曜日もそうですし、日曜日もそうですし、どうしても医師会で埋められないところについては外からお願いするという話で、7月は道外の方に何とかお願いしました。

8月については、基本的には、町立病院の先生方で調整して、足りないところは知り合いを連れてきてやってもらいます。

9月については、まだどういうふうにするか、まずは国保の院長先生と副院長先生に正直な話をして、その状況もお聞きして、多分、道内のほかからの先生を連れてくる形でやることになると思っています。

先ほど言ったように、それを大体9月までやれば、計算上では大体12歳以上の希望する方の90%以上の回数は確保できるので、その後は、従来の個別接種を淡々と病院でやっていただければという思いの中で、今作業を進めている状況であります。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 具体的にそういう努力をされて、新聞紙上では国が自治体にやれやれと一方的に声をかけるだけで、後は市町村任せとのことで国の対応も批判されていますし、そういった面では、町長の答弁からは、地元の医師たちがそういった部分で協力するという大きなエールを送っていただきながら判断して、町外の先生の確保もして、今聞くと、全部道外の先生なのかなと思いましたが、道内も含めていろんな努力をされているということで、そこは本当に高く評価をしていきたいと思います。

いずれにしても、医者がいなければ、現

実的にはワクチンを確保できても接種できないということですから、今後ともさらに努力をしていただいて、少しでも早く接種率を高める努力をしていただきたいと思います。

次に、商工業振興推進事業費の新型コロナウイルス対策事業者支援金ですが、これは売上げ減少率を20%と大幅に改善されたということで、これは会議所との調整の中で町も判断されて、これによって恐らく申請される率が今までの事業を上回ってくるのではないかと思います。

非常に難しい質問ですが、期待として今までの事業から見て、どの程度申請率が上回るのか。もちろん実際にこれからやる事業ですから、わからないと思いますが、減少率を下げたことによって、何割ぐらい申請が多くなってくるのかという期待値も含めてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） なかなか難しい部分でございますが、総務部長からの予算説明でも事業継続支援金は40件の見込みということでやっておりまして、直近の6月21日現在で27件の実施実績ということでございます。

また、昨年、経営継続支援金で減少率15%から30%、及び30%以上ということで、個人、法人合わせて133件の実績がございました。

そういう昨年の実績、事業継続支援金の40%の支給実績、それから、今回、会議所でアンケートをされた中では、20%以上減少しているという事業者が45.4%、今後20%以上を予測している事業者となりますと、53.2%ということでございますので、数的にはなかなか幾らぐらいということは難しい面はございますが、今回、これまでの数を参考といたしまして、250件として予算計上させていただきました。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、

場合によっては、件数が多くなったり、250件の中で収まったりということがあろうかと思しますので、その際にまた、議会にも御相談をさせていただいて、対応させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 20%下がったことで、明らかに今までの事業よりは申請件数が伸びると思います。

ほとんどの場合は、予算計上に対して申請自体が低くて減額するケースが多いものですから、これは別に予算を無駄に消化してという意味ではなくて、対象者が支援金によって救済されて、しっかり経営継続できるようにしたいという町の思いだと思いますので、ぜひ適切な対応をしていただきたいと思います。

最後に27ページのその他手当で、コロナ自体は通常業務以外の本当に大変な事務量の増加で、どの部署も御苦労していると思います。

集団接種が始まったしゃきっとプラザ、あるいは、コミセンで従事される職員の時間外勤務手当とかを含めた予算措置の中で、打ち切りになったりすることなく、これは先ほど総務部長も言っていたように、全国的に今まで経験したことがない業務を自治体でやらざるを得ないということで、職員の皆さんが苦労されているのを我々も目にしておりますので、フレックスでやるとかやらないとか、いろんな対応の仕方もあると思うのですが、物理的にそのことが職員の精神的な負担の増になるとか、そのようなことがないような対応で、職員にしっかりと手当の措置をされて、執行されるということで確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

今回計上させていただいた予算は、7月から9月までの従事分の時間外手当ということで上げさせていただいております。

それぞれ従事する職員の数を精査して、時間についても実動時間を今回計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第51号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第51号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の31ページをお開き願います。

議案第51号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和3年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,08

0万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、40ページ、41ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費、介護報酬改定等対応システム改修委託料、302万5,000円につきましては、介護保険法制度の改正により、高額介護サービス費、食費、居住費等の見直しに係るシステム改修の補正でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、38ページ、39ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金、2項、5目介護保険事業費補助金につきましては、歳出で御説明いたしましたシステム改修に伴う補助金、151万2,000円でございます。

その下の7款繰入金、1項、4目その他会計繰入金につきましては、システム改修に係る一般会計からの事務費繰入金を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号令和3年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 5 2 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 5 議案第 5 2 号令和 3 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の 4 3 ページをお開き願います。

議案第 5 2 号令和 3 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

令和 3 年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、下水道事業に係る業務委託の内容変更による補助対象事業費等の補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 2, 9 1 4 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更につきましては、第 2 表地方債補正で御説明申し上げます。

4 6 ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の増額によるもので、起債限度額を 1 億 3, 7 4 0 万円から 3 0 0 万円増額いたしまして、1 億 4, 0 4 0 万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、5 2、5 3 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款、1 項、3 目建設費、公共下水道建設事業費のうち、業務等委託料の事業計画

変更業務委託料、4 7 0 万円の減であります。この業務内容といたしましては、人口の推移や汚水量の実績を基に施設規模の精査をし、施設更新計画や修繕計画等を検討し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画を策定するものです。

当初、北海道土木工事積算基準により標準的な業務で積算しておりましたが、今回変更業務で使用する既存資料の収集作業を直営で整理するなど、業務内容を大幅に見直した結果により減額となるものでございます。

その下、実施設計等委託料の下水道ストックマネジメント計画管渠更新実施設計委託料、6 0 0 万円の増であります。この業務は下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠更新の実施設計を行うものですが、本年 3 月に完了した下水道ストックマネジメント調査結果により、今回設計の実施箇所の既存管渠にたわみが多数見受けられたため、事前調査で現地測量やボーリング調査が必要となり、大部分を当初予定の掘削を伴わない管渠更生工法から、掘削を伴う布設替工法に変更するため増額となるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、5 0、5 1 ページをお開き願います。

2、歳入。

3 款、1 項、1 目公共下水道費国庫補助金 6 5 万円の増は、歳出で御説明させていただきました業務委託の変更に伴うものであります。

4 款、1 項、1 目一般会計繰入金 2 3 5 万円の減額は、今回の補正に伴います財源調整により一般会計への繰り戻しでございます。

7 款、1 項、1 目公共下水道債 3 0 0 万円の増額は、第 2 表地方債において御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号令和3年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第16 意見書案第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり

可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第17 意見書案第3号

○議長（大原 昇君） 日程第17 意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第18 意見書案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第18 意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 19 意見書案第 5 号

○議長（大原 昇君） 日程第 19 意見書案第 5 号 2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決し

ます。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 20 意見書案第 6 号

○議長（大原 昇君） 日程第 20 意見書案第 6 号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第２１ 意見書案第７号

○議長（大原 昇君） 日程第２１ 意見書案第７号コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第２２ 報告第７号

○議長（大原 昇君） 日程第２２ 報告第７号令和２年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第７号令和２年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてはこれで終わります。

◎日程第２３ 報告第８号

○議長（大原 昇君） 日程第２３ 報告第８号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第８号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告についてはこれで終わります。

◎日程第２４ 報告第９号

○議長（大原 昇君） 日程第２４ 報告第９号例月出納検査報告について（２月～４月分）。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第９号例月出納検査報告について（２月～４月分）はこれで終わります。

◎日程第２５ 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第２５ 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり、申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和３年第５回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 ２時５６分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員